

第3章 計画の基本方針等

1 基本方針

再犯防止推進法の基本理念や政府の第二次再犯防止推進計画の基本方針を踏まえ、本県の実情に応じた、再犯防止施策を推進していくこととします。

2 基本目標

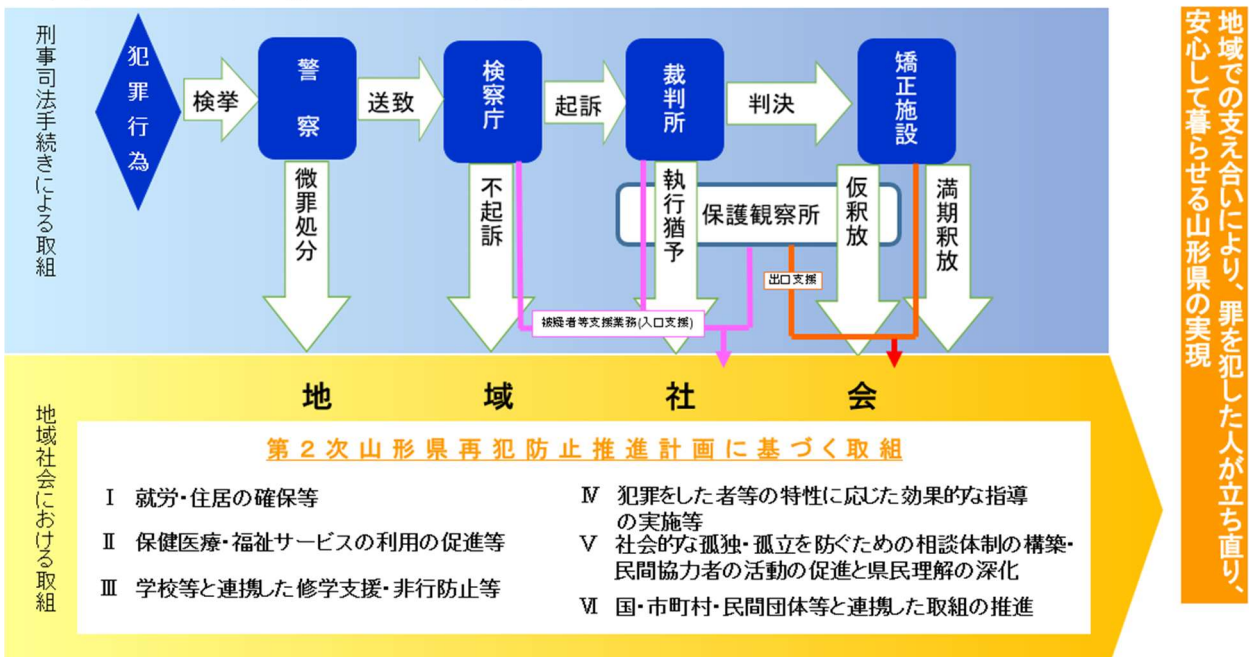
頼る人や居場所がなく、地域社会において孤立しやすい「犯罪をした者等」が再び過ちを犯さないようにするためには、社会から排除・孤立させず、地域全体で見守り、支え合いながら継続的な支援を行い、円滑な社会復帰につなげていくことが重要です。

本県の強みとなっている地域における住民同士の助け合いや支え合い活動などの地域コミュニティ機能を活かし、刑事司法手続き等の段階に応じた適切な支援を行うことにより、「生きづらさ」を抱え、罪を犯した人誰もが立ち直り、犯罪がなく、県民が安心して暮らしていくことのできる山形県を目指します。

そのため、以下の基本目標を掲げ、市町村や関係機関と連携しながら、各施策を推進していきます。

地域での支え合いにより、罪を犯した人が立ち直り、社会的に孤立することなく安心して暮らせる山形県の実現

■本県における再犯防止に向けた支援イメージ



3 成果指標

計画最終年度（令和 12 年度）における県内の刑法犯検挙者中の再犯者数を 476 人以下とすることとします。

〈成果指標設定の考え方〉

政府の目標設定の考え方を踏まえ、直近値（令和 6 年）の刑法犯検挙者中の再犯者数 529 人から 10%以上減少させる。

4 施策の展開方法

本計画は、「6つの柱」と基本的方向を示した「13の施策」に基づいて推進していきます。

柱Ⅰ 就労・住居の確保等

- 1 就労の確保等
- 2 住居の確保等

柱Ⅱ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

- 1 高齢者又は障がいのある者等への支援等
- 2 薬物等依存の問題を抱える者への支援等

柱Ⅲ 学校等と連携した修学支援・非行防止等

- 1 学校等と連携した修学支援の実施等
- 2 学校等と連携した非行防止の実施等

柱Ⅳ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

- 1 特性に応じた効果的な指導の実施等
- 2 刑事司法手続きや地域帰住等の段階に応じた切れ目のない支援

柱Ⅴ 社会的な孤独・孤立を防ぐための相談体制の構築、民間協力者の活動の促進と県民理解の深化

- 1 複合的な課題を抱える者への相談体制の構築
- 2 ボランティア等民間協力者の活動への支援
- 3 広報・啓発活動の推進

柱Ⅵ 国・市町村・民間団体等と連携した取組の推進

- 1 国・市町村・民間団体等との連携強化
- 2 市町村や地域における取組の促進